

令和7年度末退職者用

任意継続組合員制度の加入手続きとよくある質問事例(Q&A)

1.退職後の医療保険制度の選択

退職後の医療保険制度については、リーフレット「退職前後の手続きのご案内」や滋賀支部ホームページ「退職するとき」に掲載しているリーフレット「どうなるの？ 退職後の医療保険制度」を参照のうえ、退職後の就労状況や収入等によりご自身で選択し、手続きを行ってください。

滋賀支部ホームページ
「退職するとき」

2.令和7年度末退職者の任意継続組合員制度の加入手続き

共済組合の「任意継続組合員制度」に加入する場合は、下記スケジュールに記載のとおり「任意継続組合員申出書」を**令和8年3月25日(水)**までに共済組合へ提出してください。

なお、再就職等の状況により加入を検討されている方の最終提出期限は令和8年4月17日(金)です。4月以降に提出される場合は、事前に共済組合まで連絡してください。

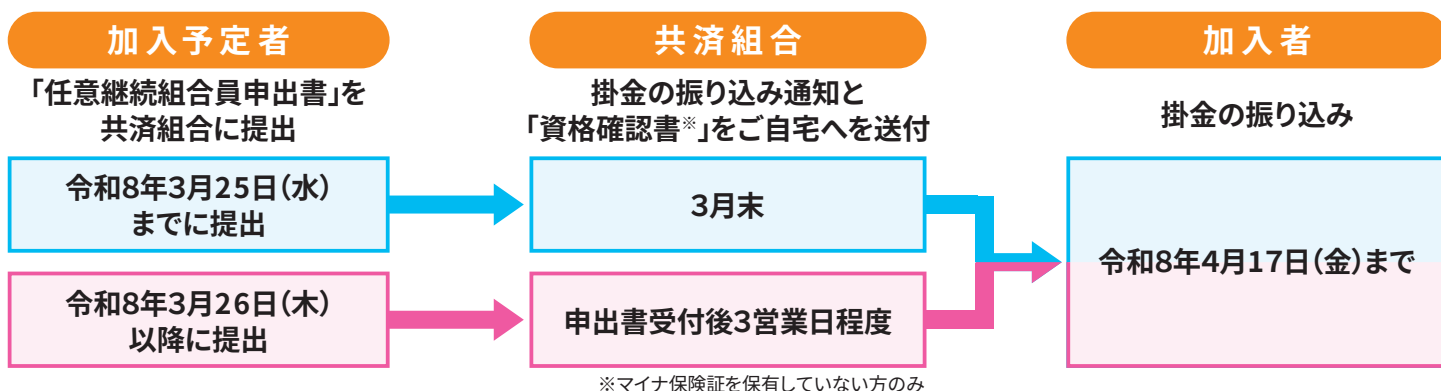


注意!

任意継続組合員制度の加入には、引き続き組合員期間が1年と1日以上が必要です。

▶裏面のQ&Aの②を参照

① 加入スケジュール



② 掛金の振込方法

掛金振込方法	振込期限など	年間掛金額
A 12か月前納	1年間の掛金を一括して4月17日までに振込む。	安 ↑ ↓ 高
B 6か月前納	前期の6か月分の掛金を4月17日までに振込み、9月に後期分を振込む。	
C 各月納付	1か月分の掛金を毎月振込む。	

「A:12か月前納」がおすすめ!!

メリット①

1年間に振り込む掛金や振込手数料が安くなる

メリット②

掛金の振込忘れによる資格喪失を防ぐことができる

※掛金を前納していても加入途中で再就職する場合や被扶養者になる場合は、資格喪失した月以降の未経過分の掛金を返金します。

※「B:6か月前納」や「C:各月納付」は振り込みの都度振込手数料が発生します。また、振込期限までに振り込みができなかった場合は、翌月から任意継続組合員の資格を喪失します。

3.退職後の医療保険制度のよくある質問事例(Q&A)

① 再就職する場合

Q 退職後、再就職するまでに任用のない期間(空白期間)がある場合はどのような手続きが必要ですか。

A 再就職するまでの期間は、「家族の被扶養者」、「任意継続組合員」、「国民健康保険」のいずれかに加入手続きを行ってください。

3月31日に退職し4月途中から再就職予定の方は、以下を参考に加入手続きを行ってください。

●臨時講師、会計年度任用職員等に任用され、共済組合員になる場合(加入要件あり)

⇒ 任意継続組合員制度の加入手続きを行ってください。共済組合員になった後、4月分以降の任意継続掛金は還付します。

●民間、私立学校等に再就職し共済組合以外の健康保険組合に加入する場合

⇒ 国民健康保険の加入手続きを行ってください。

※当共済組合の任意継続組合員制度に加入すると4月分は任意継続掛金と再就職先の健康保険料を二重で払っていただくことになります。

Q 4月1日から臨時講師等で再就職を予定しているが、任用が確定するのが3月末頃になる。もし再就職できなかった時のために、共済組合の任意継続組合員制度の加入手続きを行ってよいですか。

A 暫定で「任意継続組合員申出書」を提出していただいても構いません。3月末頃から掛金の振り込み通知を送付しますが、任用が確定するまで掛金の振り込みをお待ちいただきますよう、お願いします。

なお、再就職して任意継続組合員制度の加入をキャンセルする場合は、必ず共済組合 資格給付係(077-528-4554)まで電話連絡をお願いします。

② 任意継続組合員制度の加入要件

Q 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間だけ臨時講師として勤務した場合、任意継続組合員になれますか。

A 加入できません。引き続き組合員期間が1年と1日以上必要です。ただし、正規職員を退職後引き続き臨時講師として任用されていた場合など、引き続き組合員期間が1年と1日以上ある場合は加入することができます。

なお、ご自身の組合員期間がわからない、不安な方は共済組合まで連絡してください。

③ 夫婦ともに退職する場合

Q 一方が健康保険制度がある再就職をし、配偶者は再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A 再就職をする方は再就職先の健康保険制度に加入し、配偶者は再就職される方は被扶養者になれるか確認をしてください。被扶養者にならない場合は任意継続組合員か国民健康保険に加入してください。

Q 夫婦ともに再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A 退職後の扶養の状況により、加入する医療保険制度は次のようになります。

●夫婦ともに退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合

①扶養される家族がいる場合 ⇒ 夫婦ともにその家族の被扶養者になる。

②扶養される家族がいない場合 ⇒ 退職時の標準報酬月額の高い方が任意継続組合員に加入し、配偶者は任意継続組合員の被扶養者になる。

●夫婦の一方のみが退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合

⇒ 被扶養者の要件を満たしていない方が任意継続組合員に加入し、被扶養者の要件を満たしている方は任意継続組合員に加入した配偶者の被扶養者になる。

●夫婦どちらも退職後の収入が多く、被扶養者の要件を満たさない場合

⇒ 夫婦ともに任意継続組合員または国民健康保険に加入する。



公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

TEL: 077-528-4554 Mail: kyufu@25shiga.kouritu.or.jp

ホームページ: <https://www.kouritu.or.jp/shiga/>